

(5) 都 税 及 び 地 方 譲 与 税 等 決 算 額

ア 都 税

(単位 百万円・%)

区 分	28 年 度			27 年 度			増(△)減 額		
	(A)	構 成 比	伸 び 率	(B)	構 成 比	伸 び 率	(A) - (B)	寄 与 率	
都民税	個人	878 759	16.8	△ 0.4	881 941	17.0	2.3	△ 3 182	△ 6.1
	法人	848 978	16.2	△ 2.5	870 760	16.8	△ 4.9	△ 21 781	△ 41.5
	利子割	8 123	0.2	△ 77.6	36 334	0.7	△ 17.4	△ 28 211	△ 53.8
事業税	個人	50 259	1.0	2.3	49 153	0.9	1.7	1 106	2.1
	法人	1 043 654	19.9	16.9	892 771	17.2	22.5	150 883	287.7
繰入地方消費税		632 652	12.1	△ 9.7	700 423	13.5	65.7	△ 67 771	△ 129.2
不動産取得税		81 656	1.6	5.1	77 660	1.5	1.3	3 996	7.6
都たばこ税		17 244	0.3	△ 3.4	17 859	0.3	△ 1.5	△ 615	△ 1.2
ゴルフ場利用税		652	0.0	1.3	644	0.0	2.8	8	0.0
自動車取得税		14 348	0.3	3.7	13 836	0.3	50.8	512	1.0
軽油引取税		40 774	0.8	△ 0.2	40 869	0.8	△ 0.7	△ 96	△ 0.2
自動車税		104 648	2.0	△ 0.9	105 603	2.0	△ 1.1	△ 954	△ 1.8
鉦区税		2	0.0	△ 2.8	2	0.0	0.0	△ 0	△ 0.0
固定資産税	固定資産税	1 171 005	22.4	1.2	1 157 091	22.3	2.1	13 914	26.5
	交・納付金	10 120	0.2	△ 0.6	10 182	0.2	△ 9.4	△ 62	△ 0.1
	小計	1 181 125	22.6	1.2	1 167 273	22.5	2.0	13 852	26.4
特別土地保有税		-	-	皆減	1	0.0	△ 91.9	△ 1	△ 0.0
狩猟税		4	0.0	4.8	4	0.0	△ 17.9	0	0.0
事業所税		102 587	2.0	1.7	100 889	1.9	2.5	1 698	3.2
都市計画税		228 329	4.4	1.3	225 471	4.3	2.0	2 857	5.4
宿泊税		2 217	0.0	6.8	2 076	0.0	27.9	140	0.3
旧法による税		-	-	皆減	0	0.0	皆増	△ 0	△ 0.0
<b>計</b>		<b>5 236 011</b>	<b>100.0</b>	<b>1.0</b>	<b>5 183 569</b>	<b>100.0</b>	<b>9.4</b>	<b>52 443</b>	<b>100.0</b>
法人二税		1 892 632	36.1	7.3	1 763 531	34.0	7.3	129 101	246.2
その他		3 343 379	63.9	△ 2.2	3 420 038	66.0	10.5	△ 76 659	△ 146.2

(備考) 1 自動車取得税及び軽油引取税は、平成21年度税制改正により目的税から普通税に改められ、改正前の目的税分については「旧法による税」として収納することとされた。  
 2 法人二税とは、法人都民税と法人事業税の合算値である。

イ 地 方 譲 与 税 等

(単位 百万円・%)

区 分	28 年 度 (A)	27 年 度 (B)	増(△)減 額 (A) - (B)	伸 び 率	
地方譲与税	地方道路譲与税	0	0	0	△ 96.8
	石油ガス譲与税	298	339	△ 41	△ 12.1
	特別とん譲与税	339	396	△ 58	△ 14.6
	航空機燃料譲与税	155	150	5	3.4
	地方法人特別譲与税	232 675	268 901	△ 36 226	△ 13.5
	地方揮発油譲与税	2 083	2 196	△ 113	△ 5.1
小計	235 549	271 981	△ 36 432	△ 13.4	
助成交付金	30	30	0	1.6	
税外収入	6 268	6 462	△ 194	△ 3.0	

(備考) 1 助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金」(米軍や自衛隊が使用している国有提供施設の所在する市町村に対する助成金)等である。  
 2 税外収入の内訳は、「Ⅲ 税収入 4 税外収入決算額」参照。  
 3 地方法人特別譲与税は、平成20年度に創設され、平成21年度から譲与が開始されたものである。  
 4 地方揮発油譲与税は、平成21年4月の税制改正により地方道路譲与税が使途制限を廃止して改称したものである。